商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html

立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta

中小企業者範囲など近年の改正点で目立つミス



課税当局が注意喚起する 法人税申告で誤りの多い事例

3月決算法人の決算期末が近づく中、課税当局は令和2年3月期の法人税申告に向け「誤り の多い事例」を挙げ、注意を喚起している。

特に誤りが多いとされるのが、受配益金不算入や中小企業投資促進税制など、近年改正が あった制度だ。具体的には、受取配当等の益金不算入では、平成27年改正による株式等保 有割合に基づく区分の変更、中小企業税制では、令和元年改正で措置法の中小企業者の範囲 が狭まったことに伴うミスが多発しているとのことなので留意したい。

受配益金不算入、平成27年改正に伴うミスがいまだに多発

受取配当等の益金不算入については、課税 当局は従来から「①外国法人からの配当を益 金不算入の対象とする」誤りの多さを指摘し てきたが、平成27年改正により取扱いが変 わった部分について、いまだに次のような誤 りが見受けられるという。

ETF除く証券投資信託の分配金は益金算入

そのうちの一つは、「②証券投資信託の収 益分配金や外貨建等証券投資信託の収益分配 金を益金不算入の対象としていたケース」 だ。証券投資信託の収益分配金及び外貨建等 証券投資信託証(特定外貨建等証券投資信託 を除く)の収益分配金は、平成27年3月31 日以前開始事業年度では、一部が益金不算入 となっていたが、平成27年4月1日以後開 始事業年度からは、証券投資信託(特定株式 投資信託(ETF)を除く)の収益分配金は、 全額益金算入となっている。

もう一つは、「③非支配目的株式等に該当 するにもかかわらず、その他の株式等に該当 するものとして益金不算入額をその配当等の 額の50%相当額で計算していたケース で ある。

平成27年改正では、株式等保有割合によ る区分と益金不算入額の計算が見直されてい る。改正前は、(1)株式等保有割合が25%以 上100%未満のものは関係法人株式等とし て、配当等の額(100%)から負債利子を控 除した額、(2)保有割合が25%未満のものは その他の株式等として配当等の額から負債利 子を控除した額の50%が益金不算入とされ ていたが、改正後は、(1)株式等保有割合が 3分の1超100%未満のものが、関連法人株 式等として配当等の額(100%)から負債利 子を控除した額、(2)5%超3分の1以下のも のがその他の株式等として配当等の額の 50%、(3)5%以下のものが被支配目的株式 等として配当等の額の20%が益金不算入と されることとなった。いま一度、平成27年 改正の内容を確認しておきたいところといえ よう。

課税当局、中小企業者の範囲縮小に伴うミスに注意喚起

中小企業投資促進税制(中小企業者等が機 械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除(措法42条の6))については以 下のような誤りが報告されている。

まずは、「①資本金の額が3千万円であり、 親会社(100%保有)の資本金の額が2億円 である株式会社が税額控除を適用していた ケース」だ。これは、租税特別措置法の中小 企業者の範囲から除かれる"みなし大企業" に関する事例である。資本金の額が1億円以 下であっても、発行済株式等を同一の大規模 法人に1/2以上保有されているか、複数の大 規模法人に2/3以上保有されている法人は、 "みなし大企業"として中小企業者の範囲か ら除かれ、特例は適用できない。"みなし大 企業"の範囲は令和元年改正でさらに見直さ れ、中小企業者の範囲が狭められているが、 課税当局によると、特にこの改正に関連した ミスが多いという。大規模法人とは、基本的 に資本金1億円超の法人であるが、令和元年 改正により、大法人(資本金5億円以上の法 人等)による完全支配関係がある法人も大規 模法人に含まれることになった。つまり、今 まで親会社の資本金が1億円以下で中小企業

者に該当していた法人であっても、さらにそ の親会社の資本金が5億円以上の場合は、改 正後(平成31年4月1日以後開始事業年度) は中小企業者に該当しないことになる。ま た、同事業年度からは、適用除外事業者(そ の事業年度開始の日前3年以内に終了した各 事業年度の所得金額の年平均額が15億円を 超える法人等)に該当していないかどうかの チェックも必要になる。これらの改正は、中 小企業者を対象とした他の措置法特例にも適 用されるため、あわせて確認しておきたい。

中小企業投資促進税制では、税額控除は資 本金3千万円以下の場合に限られることにも 注意する必要がある(3千万円超の場合は、 特別償却のみ適用可)。

そのほか、「②平成29年改正により対象資 産の範囲から除かれた、平成29年4月1日 以後に取得した器具及び備品を対象資産に含 めていたケース」、「③決算期末直前に取得し たものの、決算期末日までに事業の用に供さ なかった対象資産について、税額控除を適用 していたケース」もいまだに誤りが多い事例 として挙げられている。

控除対象となる試験研究費は、損金に算入されるものに限定

研究開発税制(試験研究を行った場合の法 人税額の特別控除(措法42条の4))につい ても複数のパターンの誤りが指摘されてい る。

まずは、「①特許申請費等を試験研究費の 額に含めていたケース」である。税額控除の 対象となる試験研究費の額は、その試験研究 を行うために要する原材料費、人件費及び経 費などであるから特許申請費等は含まれない。 もう一つは、「②製品の製造又は技術の改 良等に係る試験研究のために要する費用で、 当期の損金の額に算入されていないものを試 験研究費の額に含めていたケース↓である。 税額控除の対象となる試験研究費の額は損金 の額に算入されるものに限られる点について も、あわせて確認しておきたい。